

平成 28 年 3 月 18 日

各 位

あぶくま信用金庫

元職員による不祥事件の発生とお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、当金庫元職員による不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関といたしまして、このような不祥事件を発生させ、日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客様や会員の皆様をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

当金庫では、今回の事案を厳粛に受け止め、役職員一同深く反省いたしますとともに、再発防止に向けて全力で取り組んでまいりますので、引き続きご支援いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事故者 | 当金庫元職員（男性） |
| (2) 事件の概要 | 事故者は、平成 19 年 7 月、お客様の預金 500 万円を不正に着服しました。当該 500 万円を返済するために、平成 22 年 3 月、他のお客様から預かった定期預金 300 万円を不正に着服し、自己資金と合わせて 500 万円を返済しました。なお、定期預金 300 万円は事故者の親族によって全額弁済されております。 |
| (3) 発覚日 | 平成 27 年 10 月 30 日 |
| (4) 発覚の経緯 | お客様から複数の定期預金を一本化したいとのご依頼があり、手続きを行っていたところ、現金を着服していることが判明しました。 |
| (5) 発生期間 | 平成 19 年 7 月 27 日～平成 27 年 10 月 30 日（8 年 3 ヶ月間） |
| (6) 事故金額 | 事故金額 3,000,000 円（累計事故金額 8,000,000 円）
実 損 額 0 円 |

2. 被害を受けられたお客様への対応

被害を受けられたお客様に対しては、判明後直ちに事実関係をご説明し深くお詫び申し上げます。

3. 関係機関等への届出等

本件につきましては、法令等に基づき監督官庁および関係機関等へ報告、届出を行っています。

4. 人事処分

- ① 事故者である元職員を、平成 28 年 1 月 29 日付で懲戒解雇処分といたしました。
- ② 不祥事件の経営責任を明確にするため、理事長以下役員の報酬を 2 月分で減俸いたしました。
- ③ 関係職員について、金庫規程に基づいて平成 28 年 1 月 29 日付で懲戒処分を実施いたしました。

5. 再発防止のための措置

当金庫は、日頃よりコンプライアンスを経営の最重要課題とした経営態勢の構築に取り組んでおりますが、今回の事案を厳粛に受け止め、不祥事件の再発防止に向けて、職員の教育を再徹底するとともに、法令等遵守態勢および内部管理態勢の一層の強化を図り、信頼回復に向け役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

以 上

【本件に関する問い合わせ先】

担当部署：あぶくま信用金庫 総務部

電話番号：0244-23-5132

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）